



# 宮古市飲食店利用促進事業

みやごはん  
～宮GO飯キャンペーン～



# 宮GO飯の概要

## ■目的

- ・閑散期の飲食店の利用促進
- ・物価高騰で影響を受ける地域経済の活性化

## ■対象店舗

- ・市内で飲食店を営んでいること
- ・登録申請書・宣誓書を提出すること

## ■割引条件

2人以上の利用で参加飲食店を予約し飲食代金がいずれかの場合

① 人数×1人当たり税込3,000円以上

→1人当たり1,000円割引

② 人数×1人当たり税込1,000円以上（7～14時までの入店）

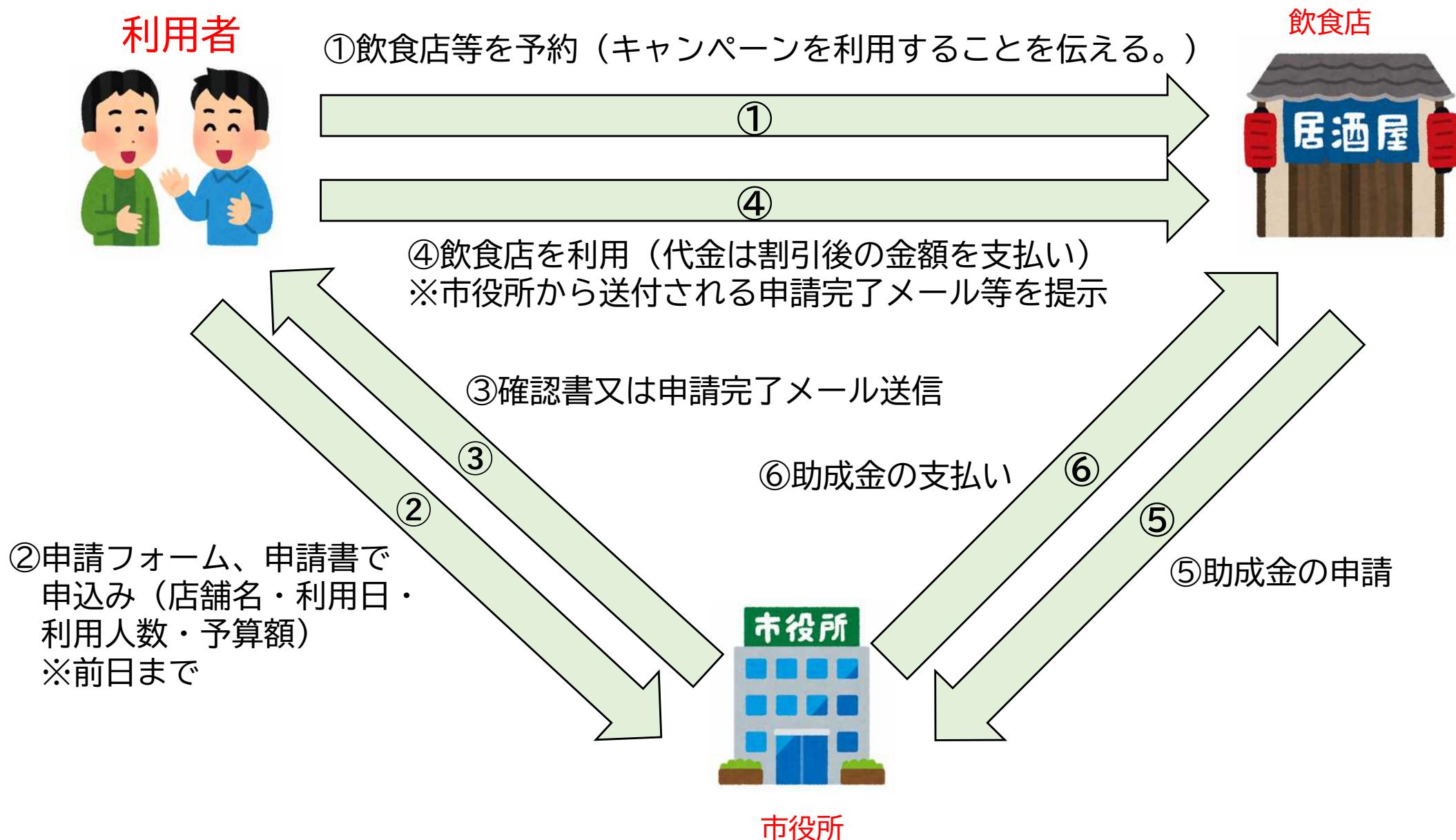
→1人当たり300円割引

## ■割引期間

令和8年2月4日(水)から令和8年3月31日(火)

※予算額に達し次第、受付を終了

## ■利用の流れ



# 利用店の手続き

# ①利用者からの予約を受け付け

■宮GO飯（みやごはん）キャンペーンの申し出があったときは、次の内容を確認して予約の受付

- ①お名前
- ②利用日時
- ③利用人数（2人以上）
- ④利用金額

（1人あたり3,000円以上、※7時～14時は1,000円以上）



## ②利用者が来店した時

■下記のいずれかにより申請を確認

- ・申込フォームで申請の場合

→申請完了メールを基に利用確認書(様式第3号)を作成

- ・利用申請書（紙）で申請した方

→利用者から利用確認書を受け取る



# ※申込フォーム：申請受付完了メールの画面の例

申請受付完了メールの、受付番号や利用店舗等をご確認  
→利用確認書を作成（様式第3号）

送信完了 - 【仮】

宮GO飯割キャンペーン 申込  
フォーム [受付番号:FK00001305]

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。

※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願ひいたします。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:  
【仮】宮GO飯割キャンペーン 申込フォーム

受付番号:  
FK00001305

▼ Q1. 店舗への予約は済んでいますか?  
済んでいる。

▼ Q2. 代表者名を教えてください。

氏名: 宮古 太郎

電話番号: [0193622111](tel:0193622111)

メールアドレス: [REDACTED]

▼ Q3. お住まいを教えてください。

宮古市内

▼ Q4. 利用店舗を教えてください。

居酒屋 みやこ

▼ Q5. 入店予定日を教えてください。

2026-01-20

▼ Q6. 入店予定時間をお聞かせください。  
19:00

▼ Q7. 1人当たりの予約金額をお聞かせください。  
5000

▼ Q8. 予約人数をお聞かせください。  
4

# ※利用申請書（紙）：申請受付確認書（紙）の例

見本 (利用者申請用)					
様式第6号					
【宮GO飯】宮古市飲食店利用促進事業 飲食店利用確認書					
令和7年12月24日					
1. 飲食店利用者					
代表者氏名	宮古 太郎	住所	市内・市外	電話番号	0193-62-2111
2. 利用店舗					
利用店舗名	居酒屋〇〇	入店予定日時	12月25日 20時00分		
予約金額 (1人当たり)	5,000 円	予約人数	4人		
※例：4人で夕食時に飲食店を利用する場合 割引上限額4,000円(1,000円×4人) ※合計12,000円以上のご利用が条件					
3. 確認項目(✓を入れてください)					
<input checked="" type="checkbox"/>	利用店舗への予約は、既に完了しています。				
<input checked="" type="checkbox"/>	利用店舗、日時、人数等に変更があった場合は、早急に事務局(宮古市商業振興課)へ連絡します。				
<input checked="" type="checkbox"/>	利用人数が増えた場合、確認した助成上限額を超える割引は適用できません。				
<input checked="" type="checkbox"/>	利用人数が減った場合、確認した助成上限額は利用人数に応じて減額されます。 なお、2人未満となったときは割引対象外とします。				
<input checked="" type="checkbox"/>	会計金額が1人当たり3,000円(店舗入店時間が7~14時の場合は1,000円)未満の場合、割引対象外とします。				
※商業振興課確認欄					
割引額	4,000 円 (内訳 1,000円× 4 人)	受付印 			
受付番号	〇〇××△△				

受付印に、「商業振興課」の印が押してあるか確認してください。  
商業振興課の印が無いものは無効です。

受付印



## ③利用者へ請求

■割引金額を差し引いた額を、利用者へ請求



# ④市商業振興課へ申請

## ■市へ助成金（割引実績額）を申請

請求書（様式第4号）を市商業振興課へ提出

※書類を審査し毎週金曜日に支払い（祝日で変更の場合あり）

### 【添付書類】

- ①利用確認書または申請受付確認書
- ②日付・飲食代金を確認できるもの  
（レシートや領収書等を添付）
- ③口座登録申請書（初回申請時のみ）



# Q & A

Q1:誰でも利用できますか？

A1:2人以上の会食であれば、市内外問わず利用可能です。

Q2:市へ利用申請してなかった場合は？

A2:店舗の予約と市への申請は両方必要です。

市へ利用申請がない場合、割引の適用ができません。

Q3:利用人数に変更があった場合は？

A3:利用人数が増えた場合、申請時の人数を超える割引適用はできません。

利用人数が減った場合、割引額は実際の利用人数に応じて減額されます。(2人未満は割引対象外)